

スポーツ権とその保障のための法律に関する考察
—「スポーツ振興法」と「スポーツ基本法」を比較して—

A study of the right to sport and the laws for protection of it.
Comparison of “Sports Promotion Act” and “The Basic Act on Sports”.

学籍番号 1K06B060-4 長田 隆平

指導教員 主査 宮内孝知 先生 副査 森浩寿 先生

スポーツ権の国際的發展

今日、スポーツを享受する権利はすべての人々の基本的人権であるとして国際的な承認を受けた人権として知られている。戦後、先進諸国での経済成長に伴い、健康への回帰や精神的充足を求め、ヨーロッパにおける「みんなのスポーツ運動」を代表的に、人々のスポーツ要求は高まりを見せた。そのような背景を受け、国際的会議の場においてスポーツの権利性が主張され承認されていた。1978年のユニセフ「体育・スポーツ国際憲章」では、先の国連憲章や世界人権宣言の理念を想起する形でより具体的に権利の内容を定めた。その内容とは、スポーツの実践がすべての人々の基本的権利であると謳い、そのために国家行政には国民のスポーツ要求に応えるための組織体制や施設の整備などといった社会権的国家義務を課すものであった。

日本国内のスポーツ権論

日本においても、国際的承認に先立ちスポーツの享受を人権の1つとして捉えようとする動きがあった。その法的根拠を主に「人権のカatalog」といわれる憲法に求め、スポーツ権を現代社会における「新しい人権」と捉える見方や13条（個人の尊重、幸福追求権）、25条（生存権、国の使命）、26条（教育を受ける権利、教育の義務）などの条文から日本におけるスポーツ権の権利性が主張された。スポーツ活動の場で国家や他人からの不当な干渉を拒否できる自由権的側面やスポーツを享受するために国や地方公共団体に設備などの物質的条件を整えるよう求められる社会権的側面の保障の根拠としてスポーツ権の規範内容を確認しようとした。

「スポーツ振興法」の役割と問題点

日本では、スポーツ権の概念を規定した法律は長い間存在していなかった。「スポーツ振興に関する施策の基本」となったのは東京オリンピックの開催を契機とした「スポーツ振興法」だった。

「スポーツ振興法」は国のスポーツ政策を定める唯一のスポーツ法ではあったので、不完全ながらもスポーツの普及には一定の役割を果たしてきた。しかしながら、スポーツ権意識の欠如、散在する努力規定などから、国や地方公共団体に具体的な行動を義務付けることはできず、また、そのための財源の保障についても現実性を欠いたものとなっているなど、結果として国民のスポーツ要求を満たすために最低限必要な設備も十分に補償することができなかった。さらに、アマチュア規定や商業スポーツに関する記載の欠如など今日のスポーツ振興に関わる様々な問題を解決するのに、不十分な法律であり、永らく抜本的な改正をすることが求められていた。

「スポーツ基本法」と「スポーツ振興法」の比較

「スポーツ振興法」の不備を解決し、より現代的なスポーツ法の必要性から「スポーツ振興法」を改正し新しく「スポーツ基本法」が施行されようとしている。「スポーツ基本法」は、前文にスポーツ権の理念を謳った法律として画期的なものであり、条文においても障害者スポーツの記載などから、すべての人々にとってのスポーツを保障する目的があることが見受けられる。「スポーツ振興法」からの改正により今日妥当性を欠いた条文の削除やより具体的な文言が盛り込まれた。しかしながら、すべての人々に対してスポーツ活動の基本となり、スポーツ振興の主要な部分としなければならない地域スポーツに関しては未だ積極性を欠く努力規定が多く見られるなど問題も多く見られる。「スポーツ基本法」は、スポーツ立法政策における準憲法的性格を持つものとして、「スポーツ基本法」から派生されるさらに現実的な特別立法やスポーツ振興計画の根拠になりうるものでなければならず、いかなる時代、局面においても国民のスポーツ振興の基本を担う法律として確立されることが望まれ、スポーツ権を現実的に保障するものでなくてはならない。